

東京裁判研究

辯護人はどう争ったか

—清瀬氏の冒頭陳述—

東京裁判研究

辯護人はどう争ったか

—清瀬氏の冒頭陳述—

“戦争は絶対に反対である”とか“軍部がわれわれを無用の戦争にかりたてたのだ”とか“われわれはあくまで平和を愛好するものである”とか、いくらわめき立ててみたところで、それだけで、戦争が無くなるものでもなければ、恒久の平和がやって来るものでもない。戦争を無くするためには、戦争の起きた真因を深く探究して、その原因を除くように努める他には方途はありえない。恒久の平和を希うがためには、何事よりも先づ戦争の起きた真因を探求することが肝要である。この故に、われわれは、東京裁判により明らかとなった太平洋戦争の真相を、できるだけ徹底しやすい方法で、究明してゆこうと考えているものである。

戦争犠牲者顕彰会

は し が き

東京裁判における清瀬一郎弁護人の冒頭陳述は、弁護側が、如何なる順序で、如何なる証拠を提出するかを、略述したものである。

私は、検事側の立証が、総論と満州関係とを終った昭和二十一年九月初め、米人弁護人を、築地の金田中で慰労したが、その席で、急性腎臓炎のために倒れ、約半年を病床に呻吟した。

私の病状が小康を得た十一月初め、清瀬弁護人が、大原信一弁護人を帯同して見舞に来られた際に示された冒頭陳述の草案は、完膚なきまでに堂々たるものであった。従って、私は二、三の私見を述べただけで、全面的に賛成して置いたのである。

その後この草案は、全弁護人によって検討せられ、討議せられた後、演出せられたのであるが、重要な部分が、だいぶ骨抜にされてしまっている。それは、被告間の気持ちに割り切れないものを残してはならない、との心遣いによる部分も多少はあると考えられるが、事勿れ主義の弁護人の弱気がそうさせた、と思われるものもないではない。

しかし、私はこの会議に出席することができなかったのだから、それを兎や角と言う資格はない。

ただ草案の方が、はるかに優れていたことを特に申し添えて置くに止める。

去りながら、この一文により弁護人らが、如何なる主張をし、如何なる立証をしようとしたかだけは、大凡判っていただけのもとの信じる。

キーナン検事の冒頭陳述は、日刊新聞の殆んど全部が、その全文を掲載したので、恰かも日本だけが、戦争の原因を作ったかのような印象を全般に与えてしまったらしい。

若しも当時の日刊新聞が、弁護側の冒頭陳述をも亦、その全文を掲載していたならば、今日の如く、戦争の真因を誤り伝えるものが充満する結果とはなっていないかであったであろう、と思えば、かえすがえすも残念でならない。

昭和三五年六月

編者 林 逸 郎

冒頭陳述

清瀬 一郎

裁判長閣下並に裁判官各位

起訴状記載の公訴事実並に之を支持するために提出せられたる諸証拠に対し、防禦方法を提出するの時期に到達いたしました。裁判所に於かれては、過去數ヶ月の間、周到なる注意を以て檢察側の主張を聴取せられました。裁判所は、其の懷抱せらるゝ所の衡平と正義に合する訴訟手續といふ概念の限界内に於て、被告をして、この訴訟の歴史的的重要性にふさはしき態度を以て、其の主張を陳弁する事を得せしめられることは非常にありがたく存じます。言う迄もなく、被告は今後の訴訟行為を、御判断を受くべき争点に限局して、能う限り迅速に事件を進行せしめようと考えて居ります。たゞ、我々が為さねばならぬ事柄は重大で且新奇なる意義を含むものであります。万が一我々が思わず自ら定めた標準を超え、また裁判所御裁定の法則に外づるる場合があるとも御寛

怒あらん事を予め要請しておきます。

昨年の五月六日、当裁判所の法廷に於て大川以外の各被告人は起訴事実に対し、一斉に「無罪」とお答えを致して居ります。被告等は右総ての公訴事実を否定する為の反証を挙げるでありません。起訴に係る事實は五十五の訴因に分れて居ります。尤もその多くは、同一の基礎の事實を他の角度から觀て別個の訴因として表現したものであります。此等の訴因中の或るものは被告の全部に係し、他のものは一部に係して居ります。此の場合被告の一人一人が個々別々に右等多数の訴因につき反証を提出致しますときは、非常なる重複と、混乱を生じまするがために被告等及び弁護人等は共通事項については出来得る限り共通に証拠を挙げることに協定致しました。此の協定の結果、共通事項として、次の段階に区分して証拠が提出せられるであります。

第一部は一般問題

第二部は満州及び滿洲国に関する事項

第三部は中華民國に関する事項

第四部はソヴェット聯邦に関する事項第

第五部は太平洋戦争に関する事項

であります。

此等の各事項に関する証拠提出を終りました後に、各被告人は其の立場に依つて個人的に關係ある事実を立証するのであります。被告中或る者の間にはその利益、見解及び行動に於て相反するものもありますから、相反する証拠を提出する事もあり得るのであります。かくて各被告の立場に依つて前示第一部乃至第五部に現はれたる事実並に証拠につき除外例を求め、又個人固有の立場として、追加の証拠を提出することもあります。此の段階を便宜上第六部「個人ケース又は個人弁護」と称することが出来ます。

以下暫らく第一部門に於て取扱わるべき事実の中、主なものを表示してこれが立証方針を説明致します。無論ここに陳述致しますことは、此の部門で取扱ふことが、これで尽きるといふ意味ではございませぬ。第二部門以下で陳述することについても同様であります。

検察官は日本国政府が一九二八年即ち昭和三年より一九四五年即ち昭和二十年の間に日本政府の採用した軍事措置が国際公法から観てそれ自体犯罪行為であるとして居られます。検察官は日本の政策が犯罪であると論ずるのみならず、もし国家が侵略的戦争又は条約違反の戦争を起した場合に、偶その局に当り、戦争遂行の決定に参加した個人は犯罪者としての責任を免れぬというのであります。言い換えますれば本件に於ては被告を含む日本国家が検察官の指摘する十七ヶ年の全期間に互つて国際法的の犯罪を続行して居つたという事が検察側の根本の主張であるのであります。

被告は先づこれを極力否定するものであります。又弁護人の方では、主権ある国家が、主権の作用として為した行為に関して或る者が当時国家の機関たりしとの故を以て個人的に責任を負ふといふが如きは、国際法の原理としては一九二八年に於ては無論のこと、その後にも成立して居なかつたことを上申するものであります。

この前例とてなき本件に於て日本国が一九二八年以来採り来つた防衛措置、陸海軍の準備的措置が侵略の性質を帯びたりや否やということが重大な問題であります。

各国の準備的措置は必ずや常に他の国の行動を眼中に置きまして作成せられるものであることは特にここに申上ぐる必要もなきほどに原則的な事柄であります。此の重要事を念頭に置かずして準備的措置に不正の目的があつたか否かを判定することは出来ませぬ。一国が常備軍を倍加したといふことだけを聞きますと、その国は侵略者なるが如く攻撃せられるかも知れませぬが、其の後に至り、その隣邦が常備軍を三倍に致して居つたといふ事実が明白になりますれば、前者の行為は、道理もあり尤もなことであると考へられます。この事はあり得べきことでもあり、又歴史上、現に発生した事でもあります。

本件に於ては日本陸海軍の防衛行動が裁かれるのでありまして、外国、わけても本件に原告となつて居る一部の国家のそれは審判の対象でないことは、弁護人はよく理解して居ります。しかし乍

ら日本の採りたる施策及び措置の性質を決定する必要の限度に於ては、他国の同一行動を簡単に証明することは許されるであらうと予期いたして居ります。

更に起訴にかかる期間中の日本の対内、対外政策の本質を正當に理解して載くために必要な三つの重大事項について本劈頭陳述に於て略述せねばなりません。この三点といふのは、独立主權の擴張、人種的差別の廢止、並に外交の原理、この三つであります。それは単に此の間の特定の内容（それは随分多数でありましたが）が立てた方針でもなく、また特定の党派の主張でもありません。それは一八五三年日本が外国と交際して以來全国民に普遍的に抱かれていた國民的、永統的且確乎たる熱望であります。言論、教育、信教の自由と同じ重要性を有して居るものであります。

この國民的特徴の第一は、日本國民は此の國家を完全なる獨立國家として保持して行きたいといふ熾烈なる念願であります。ペルリ提督と徳川將軍との間に結ばれましたかの安政條約は一方に於ては治外法權を認めて國家主權を傷害し、他方に於ては關稅自主權を侵犯いたしました。それ故にこれは深刻なる國民の苦惱でありました。明治時代を通じて、日本の有力指導者の念願は、此の國の地位を向上進展せしめて完全なる獨立自主の國家たらしむるに於てあります。此の理想は前大戦の後にウィルソン大統領に依つて唱導せられました主義とも相合するものでありますから、その正當性について容易に當法廷の御承認を受け得ると思つて居ります。

弁護人の方では此の考へが国民の間の普通の念願であり、待望であつたことを証明しようと期して居ります。

その二人は人種差別廃止の主張であります。一体差別待遇は之を為すものよりも受けるものの方に非常に強く響くものであります。差別待遇の廃止を為し逐ぐるためには、こちらの方で修養教養の水準を高めねばなりません。日本朝野は此の事の必要性につき盲目であつたのではありませぬ。道徳や慣習に改むべきものがあつたならば、快よくこれを改める必要を認め且その改革を実行いたして居ります。ただ世界の文化は唯一でなく、民族と人種の数に応じて多数であります。各民族は各其の歴史と伝統を持って居ります。従つて茲に文化は発生し且進化するのであります。

東亜には東亜固有の文化がありますから、これを保持し、醇化し東洋人全体の地位をいづれの点に於ても世界の他の人種、国民と平等な水準にまで向上確保して以て人種の進歩発展に貢献したいといふのが日本人の念願でありました。人種平等の理想はただ日本人だけを欧米人と同一の地位に達せしめなくても、その目的は達しませぬ。差別の完全撤廃のためには事の性質上東亜全域の同胞の地位を高揚しなければなりません。或る少数の著者は、此の理想の表現に誇張の言を用いた場合もあります。然し斯かる事は例外でありまして、日本人は東亜諸民族と共に欧米人と対等の地位に進まなければならぬといふことは国民の間に於ける普遍的の念願でありました。このことも亦日本

人が人種的優越感を抱きたりとの意味の檢察側主張の誤りなることを明かにする為に立証すること
を期して居るのであります。我々は中国革命の父孫逸仙博士、インド其他の地方の先覚者に於ても、
之に対して共鳴の思想を表示された事実をも併せて明かにするでありましょう。

もし右に関する真意が正しく諒解せらるれば、他の人民や他の国家との間に反目は必ず消失した
筈でありました。

第三の事柄は日本で「外交の要義」と名づけて居つたものであります。明治時代この方、我が官民
の間に外国との關係に於て普遍的に存在した理想は東洋の平和を維持し、之に依つて世界の康寧に
寄与するということであります。これは公文書や御詔勅では日本国交の要義と書かれて居ります。
この意味は日本の外交を指導する根本的理念ということであります。一八九四年から五年への清国
との戦争、一九〇四年、五年の日露戦争も、それが為に戦はれたのであります。

このことは右開戦の詔勅にも明記せられて居ります。当年の東亜の情勢から見ますれば、日本は
歐米の文明を先きに導入して、完全なる近代国家としての資格を備えた唯一の国家でありました。
中国は地大物博の国ではありますが、当時は各国の勢力範圍に分割せらるる危険に瀕して居りまし
た。南方諸地域は既に西洋各国の支配下に立つに至つて居ります。

かかる状況の下に於て日本人は心から我国が所謂安定勢力たるの使命をもつものと考えたのであ

ります。これは被告らのみによって考えられたものではありません。それよりも二世代も前からの日本国民の基礎的主張であります。此の原則は世界の大国に依って承認せられて居るものと了解して居ります。何となれば日英同盟は之を承認して結ばれ、又更新されたものであることが立証されます。此の使命遂行のために戦はれた日露戦争には、米国の朝野を挙げて好意を寄せられたことは今日に至るわれわれ日本人の忘れざるところであります。右の東亜安定の主張は決して侵略的のものではありません。一方に於ては、東亜に於ける政治的、経済的の混乱を防止し、他方に於ては亜細亜種族の共通的發展を助け、之に依って窮極的には世界人類の進歩發展に寄与するのであります。以上の觀念に照すことによつてのみ日本と隣邦との關係が理解し得らるのであります。

日本の朝野は隣邦中国の自存と發展に対しては、格別の同情を寄せて参りました。此のことは、明治以来の度々の公私の文書にもよく表現せられて居ります。当時中国と我国との關係を表示するため譬喩として用ひられた「唇齒輔車」といふ格言がありますが、これは唇が亡びれば齒は自ら寒きを感じる、車の兩輛は相互に輔け合ふといふ意味であります。更に「同文同種」というのは兩國が同じ文字を用い、同じ儒教の道徳を尊重する同じ人種の國であることを表す格言であります。一九〇〇年代の初め頃から我国は多数の中国留学生を招きました。蔣主席もその中の一人であられました。一九一一年即ち辛亥の中国革命以来、我国朝野は孫文先生の志業に非常に好意を寄せました。我が

參謀本部並に軍令部では年次作戰計画というものを作つて居たことは檢事指摘の通りであります。が、たゞ中国に対しては斯の如き全面的な仮定的作戰計画さへも立てたことはありません。以上の事柄の立証は起訴状に記載せられある數個の主張並に記録中の証拠を否定するために御判断の助けとなり得ることと思ひます。

起訴状訴因第五に於ては附屬書Aの全体及び附屬書のB、C条約及び保障を引用しまして、被告等は指導者、組織者、教唆者又は共犯者として独逸及伊太利と相結んで全世界を支配する陰謀、コンスピラシイを爲し又実行したと糾弾して居ります。これより大きな誤解は世の中にはありません。本と独伊との關係については防共協定、三国同盟を取扱ふ段階に於て我々の同僚より我々の主張を開陳するであります。私はこゝに一方に於て日本と他方に於て独伊と、この間の理念及び願望の差違について一般的事項を取扱おうとするものであります。

前記の誤解は多分に日独伊三国同盟の前文並に其の締結のときに煥発せられました詔書の中に「八紘一字」の文句を使って居る其の解釈に基くものと考へます。我國の公文書に於ては好んで莊重な古典的の辭句が引用されるのが慣例であります。之は文章に重みをつける効力がありますが、それがため我が国人自体に於ても十分了解せられざる場合も生ずるのであります。況んや言語を異にし、理念を同じくせざる外国の人々には尚更のことであります。三国同盟締結の際煥発せられた詔

書は更に「八紘一字」を分解——パラフレイズ——しまして「大義を八紘に宣揚し、坤輿を一字たらしむるは実に皇祖皇宗の大訓にして、朕が夙夜拳々措かざる所なり」と仰せられて居ります。こゝに大義というのは普遍的の真理という意味であります。宣揚すというのは世界に明かにし表現するということであります。「坤輿を一字たらしむ」というのは、全世界人類が一家族中の兄弟姉妹と同一の心持をもって、交際するという意味でございます。前に述べました通り、我国の文化は欧米諸国のそれとは源流を異にしますから、その表現の方法は必然的に違って居り、また奇異にさえ感じられるものでありましょう。

一九四一年ハル長官と野村大使との間の交渉の基礎となった日米了解案には「八紘一字」は世界同胞主義ユニヴァーサル・ブラザフッドという翻譯がされて居ります。三国同盟条約の前文も、此の正しき意味に於て解釈すべきであります。此の条約締結の際、独伊に於て如何なる考へをもって居つたにしても、我国の当事者に於て独伊と共同して世界を征服するなどという考へはなかつたのであります。更に且體的に証明せられるであります。

同条約第二条には独伊は日本の大東亜に於ける新秩序建設に關して指導的地位を認め之を尊重するといふ文字があります。「東亜新秩序」又は「大東亜共栄圏」といふ文字くらい大きな誤解の種を蒔いた字句はその外に類例はありません。検察官は新秩序は民主政治並に其の基礎たる自由、人格

尊重を破壊する思想であるとまで極言せられました。之は日本の思想と他の国に於ける思想とを混同せられたものではなからうかと思ひます。少くとも日本の思想と他国のそれとを聯想せられた為の誤解でなからうか。然しこゝではたゞ、当年我国に於て用いられた右の特殊な日本的な字句の含蓄並にそれに関する日本的な思想のみが必要なのであります。

「東亜新秩序」という文字が公式に用いられたのは一九三八年十一月三日、同年の十二月二十二日この両回の近衛声明であります。此の声明に現われた「東亜新秩序」の意味は書面自体が自らを証明して居ります。即ち善隣友好、共同防共、経済提携、この理想の下に日滿支三国が相携へて進むということでありませぬ。又第三国との關係については、この声明は「日支經濟關係について日本は何等支那に於て經濟独占を行はんとするものにあらず」といつて居るのであります。即ち機會均等の原則を排斥しては居りませぬ。たゞ檢事も御主張に相成る通り此の當時は中日兩國間には百万以上の兵を動かした大戦鬪の行われて居る最中であることを記憶せねばなりません。此の大争鬪の間、に於ては当事国の国民のみならず第三国人も自ら各種の制限を蒙ることは免かれませぬ。此の点に關して一九三九年七月に有田外務大臣とクレイギー英國大使との共同声明を証拠として提出いたします。右共同声明の一部に於ては「英國政府は大規模の戦鬪行為進行中なる支那に於ける現実の事實を完全に承認し、又斯る事態の存続する限り、支那に於ける日本軍が自己の安全を確保し、其

の勢力下に在る地域に於ける治安を維持する為に特殊の要求を有することを承認す」とあるのであります。

新秩序思想の内包的の意義は「皇道」であります。皇道は時々インピリアル・ウェイとも翻訳せられて居ります。この皇道の本旨は仁愛、公正及び道徳的勇氣であります。それは更に礼儀と廉恥を重んずるのであります。各人をして各々本分を究うし本務を完遂することを得せしめるを理想といたして居ります。またこれは治者と被治者が一心となることを予期して居ります。国務は全国民の眞実なる翼賛に依り行わるゝことを期して居ります。これはそれ故に軍国主義又は専制主義の正反対であります。これを他国の国語に表現することは非常に困難であります。しかし、人間の尊重ということについては、皇道とデモクラシーと、二つの思想の間に本質的な差異はありません。裁判所の法廷に於て斯の如き無形の事柄を立証することは異常なことではあります。が本件に於てはこれを実行しなければなりません。曾て被告人の一人が帝國議會に於て我が皇道と獨伊の全体主義との相違を声明したことがありますから、これを証拠として提出いたします。

我国には安逸に於けるが如き人種の優越感情は存在致しませぬ。寧ろ之とは反対に我が民族は常に自ら未だ及ばざることを認めて、東亜の同胞と共に世界の水準にまで到達せんとの念願に燃えて居るのであります。新秩序は各国の独立を尊重するのでありますから決して世界侵略というが如き

思想を含んで居りませぬ。又個人の自由を制限するが如き思想でもありません。指導という用語は同等の者の間の先導者又は案内者としてのイニシアチブを採るといふの意味に外なりません。斯の如き国民的根本思想は一の条約又は数個の条約の文字の用法の巧拙等に依りて変化するものでは決してありません。其の後満洲国、中国のみならず其他の東亜の諸国をも包含する「大東亜新秩序」「大東亜共栄圏」といふ文字が用ひられるようになりましたが、根本の考へは右と同一であります。一九四三年十一月、東京に於て開かれました大東亜會議に於ける共同宣言中の綱領五個条、これが大東亜新秩序の本旨を簡潔に表明して居ります。

曰く

- 一、大東亜各国は協同して大東亜の安全を確保し、道義に基く共存共栄の秩序を建設す
- 二、大東亜各国は相互に自主独立を尊重し、互助敦睦の実を挙げ、大東亜の親和を確立す
- 三、大東亜各国は相互に伝統を尊重し、各民族の創造性を伸暢し、大東亜の文化を昂揚す
- 四、大東亜各国は互恵の下、緊密に提携し、其の經濟の發展を図り、大東亜の繁栄を増進す
- 五、大東亜各国は万邦との交誼を篤うし、人種的差別を撤廢し、普く文化を交流し、進んで資源を開発し世界の進運に貢献す

右の決議は右會議に於ける各国代表の演説と共に証拠として提出いたします。この決議は政治生

活に於ては東亜の協力を必要とする一の家族と考へて居りますが、各国との交際、資源の開発、文化の交流については、これを世界大に考へて居ることが認められます、特にその第五条に御注意を願います。当時考えられた事の一はこの我等の世界——プラネット——は政治的単位としては之を一つと見るにはあまりにも広きに過ぎる。しかし経済的単位としては之を多数の単位に分つにはあまりにも狭きに過ぎる、こういう見方であります。斯くて我等のいう新秩序は世界征服の思想を含んで居らざることが証明せられます。

私が責任をもつて居ることは被告のケースに於て提出すべき事実を解明することでありませぬ。従つて法律的論議は出来る限り之は避けます。然し乍ら主席検察官も指摘された如く本法廷憲章中の第一の犯罪たる共同謀議——コンスピラシー——という罪は法廷憲章中に其の名称が挙げられてあるのみで定義が下されて居りませぬ。共同謀議を処罰するチャーターの規定が適法であるかは別として、何か定義を下さなければ検察官に於て犯罪であるとして主張せられる事実を定める事が出来ませぬ。同時に被告側が如何なる証拠を提出せねばならぬかを知ることが出来ませぬ。

検察側は合衆国の下級聯邦裁判所の判例を引用して共同謀議を定義せんと試みられました。而してかゝる裁判所の判例には議論の余地がないと主張せらるゝ如くであります。この裁判所は国際裁判所であります。また裁判官自身既にこの裁判所がその地位に鑑み、たとえ合衆国の憲法であつて

も当然これを適用するが如きことは考えて居らぬとの意見を述べてをられます。従つてこの裁判所が米國憲法の規定の所産であるに過ぎない聯邦下級裁判所の判例をそのまゝ採用せらるるが如きことは益々以てあり得べからざることといはねばなりません。

或る國に於て特殊なる歴史上の理由に依つて發展した法理をもつて直ちに之を世界共通の一般論として当裁判所に於て適用せらるべしとすることは適當でないと言張するものであります。英米の法律組織に於けるコンスピラシイの觀念は實は他に類例のないものであつてローマ法系を承継した國に於てこれに該當するものは発見しません。英米法の主義を採用した國に於て英國又は米國の特殊の判例を嚴格にそのまま適用することは不可能であります。或る國に於ては特殊の犯罪に關して二人又はそれ以上の者が、明かに右特定の犯罪を犯すことを共謀した場合は、之を共犯者として処罰して居ります。此の場合共謀の目的たるものは明かに不法のものであるか、又は不法手段に訴ふるに非ざれば達成することの出来ないものであることが証明されねばなりません。日本に於ては犯罪着手以前の予備又は陰謀等を処罰するのは寧ろこれは例外であります。これを処罰する場合は予め一々之を刑法典に明示して居ります。他のローマ法系の刑法に於ても同様であると了解して居ります。又陰謀それ自体を獨立の犯罪として觀念するためには陰謀の行はれた日時と場所とが了解し得べき程度に於て特定されなければなりません。英米の法制を採用せぬ國では、一九二八年一月か

ら一九四五年九月二日までの間というが如くに、十数年の長き期間の何時かに陰謀が成立したなどということは考へることの出来ないところであります。私の上申せんとする所は、英米に於て発達しましたコンスピラシイの理論は、之を一の体系として国際法の一部を組成するものとは認めることが出来ないということです。若し主席檢察官御引用の判例が共同謀議成立の後に之に加入した者は、本来の共同謀議の団員と同一の責任を有するとの意味でありましたならば、之は断じて世界各国に於て一般に承認せられた法律思想ではありません。従つて此の国際裁判所に於て、国際法の原則として適用せらるべきものではないと存じます。

一九二八年頃以来、日本の内閣組織の担当者選定の方法は、言わば偶然の結果を採用するものであります。前内閣が何かの理由で倒れますれば、天皇より内大臣を経て重巨（これは主として前首相であります）重巨に向つて何人を後継首相に推すべきやの御下問があります。重巨それ自体は組織ではありませんから、偶々当日会合に出席した人々がその時の情勢に応じ思ひつきで首相候補を定めてこれを上奏するのであります。陛下は例外なく此の上奏を御嘉納しますのであります。それ故に何人が次に政権を託されるやは、重巨の意見が奏上せらるるまでは何人も之を予想することは出来ませぬ。それ故に我国に於ては一定の組織体、政派又は派閥、これが一定の期間政権を独占し、特殊の陰謀を続行するなどということはこれは不可能であります。曾て或る証人が言及しました

田中上奏文などいうものは、全く偽物か捏造物であります。以上の事実を証明するため適切な書証と証人が提出せられるであります。

起訴状の前文第二段及び附属書の第六節第四項、大政翼賛会と翼賛政治会をもって独逸のナチ、又は伊太利のファシストに近きものと考へて居るようであります。これ程大きな日本政治の誤解は又とないであります。

此のことは検事喚問の証人を反対訊問することに依つて一部判明は致しましたが、我々は更に有力なる文書と証人を挙げて之を明かにする必要があると信じて居ります、之を提出する事を予期して居ります。

検察官は一九三六年の陸海軍大臣は、現役陸海軍大将より又は中將より選択すべき旨の勅令を挙げて、之を以て陸軍が政府の統御及び支配を獲得せんとして制定したものであると居りますが、陸軍は之を日本の武力膨脹政策のために行使したるものであるとも居ります。然しながら實際は之に相違いたして居ります。此の勅令は一九三六年二月二十六日即ち岡田首相其他重臣襲撃の反乱の後に設けられましたものであります。当時もし万一にも陸海軍の予備大将中将中に斯様な団体に關係する者がありますれば、そうして、それがもしも陸海軍大臣となりますれば、国家のために危険なる事態を生ずとの心配があつたのであります。この勅令は斯様な出来事を避くる

ために制定せられたものであります。言いかへますれば、この勅令は肅軍徹底のために制定されたものでありまして、又實際に其の目的は達しました。此の勅令の効果は檢察官の主張と正反對に、武力の不当行使を押し得たという事になりました。この点についても証拠を提出する用意がありません。要するに我國に、ある軍関係の組織体があつて、起訴状に特定した期間に日本政局を左右したる如き觀念を抱くことは全く事実の誤解であります。

被告等の間に、或は世界を征服し（訴因四、五）或は東亜、太平洋、印度洋及び之に接着する地方を制覇し（訴因一）或は支那を制覇し（訴因三）或は滿洲を制覇する（訴因二）これらのための共同謀議を為したりとの糺弾に就ては被告より反駁いたします。元來被告等は年齢も相違すれば、境遇も相違いたしまするし、或る者は陸海軍軍人であり、他の者は官吏であり、或る者は外交官、他の者は著述家でありまして、其の全部が特殊の目的を以て会合する機会を持つたことはありませぬ。彼等は此等の事に関して団体として意思を交換する機会をもつたこともありませぬ。實際被告中の或る者の間にはいろいろの意見の相異が存在して居つたのであります。もし彼等の或る者が滿洲事變、支那事變乃至大東亞戦争に或る程度の関係があるといはしましたならば、右等の事件は日本國家の全力を挙げて活動しなければならぬ事變又は戦争でありまして、その当時此等の者が国内の有力者であつたがためでありませぬ。被告等が檢察側の指名せざる種々なる人々、これと陰謀団を作つ

て、かかる手段に依つて全世界、東亜、太平洋とか、印度洋とか、支那、滿洲を制覇するために共同謀議したという事実はありません。我々は征服又は制覇の共同謀議なかりしことを証するために証拠を提出いたします。

なお此の關係に於て被告が明かに証明せんする他の点があります。それは滿洲事變と支那事變と大東亜戦争と、この三つを通して一貫せる計画に依つて、なされたものであると認むることは誤りであるというのであります。此等の事變は各々その發生の具体的原因を異にした別種の事件であります。又一の事件の關係者は他の事件の關係者と異つて居ります。前任者が後任者に其の計画を申し送つたり、後任者が之を受け継いだというような事実もないのであります。殊に明白なことは、一方では滿洲事變、他方では支那事變と大東亜戦争、この間の區別であります。滿洲事變は一九三三年の塘沽協定で落着致して居ります。其の後に蔣介石政府の当事者は滿洲国との間に関税、郵便、電信、鉄道、の協定を致して居ります。又一九三五年、六年中には蔣介石は日本との間の敦陸令を發しました。当時日本の岡田内閣の広田外相は支那と交渉されまして、滿洲及び北支の現状の承認を含む三原則を立て、中国側より之を基礎として更にその実行の細目を協定する事の同意を得て居つたのであります。それ故塘沽協定より四年後に發生した支那事變が或る特定の人物が滿洲事變と同一の目的を以て故意に計画的に引き起した事件であると推定することは不自然であります。誤

ちであります。これを明かにするために必要な証拠が提出せられます。

第一部に於ては我国の内政を証明する各種証拠が提出せられます。

検察官は一九二八年一月一日以前多年に亘つて。日本軍部は日本の青年に軍国主義的精神を教へ込むことを目的とすると共に、日本の将来の発展は征服戦争にかかるといふ極端なる国家主義的觀念を培植せんとし、軍部はこれを公立学校に実施したのであると、こう主張をして居られます。そうして之をもつて共同謀議の存在する証拠の一つと致して居るのであります。然しながらこれ程我國の教育に関する間違つた見解はありません。我國の公立学校制度は一八七二年、即ち明治五年、アメリカの組織に倣つて立てたものであります。国民道德の大本は我国古来の美風を經とし、支那の儒学の教を緯とし、これに配するに西洋道德の粹を以てしたものであります。後一八九〇年明治二十三年に教育勅語が發布せられました。このうちに忠と孝と博愛と信義、公益、奉公等の徳目が定めてありまして、決して戦争奨励の趣意は含んで居りませぬ。日本人の崇拜の目標であります。皇室の御本旨は、常に平和と、愛と、仁慈とであります。もつとも華美を排斥して、質実、剛健を奨励いたしました。これは戦争奨励とは異なつたものであります。

一九二九年以後に於ては、アメリカやスイスの例に倣ひまして、学校内軍事教練を施しましたが、これは青年の心身の鍛錬と品性の改善のためであります。そしてこの措置は日本政府に依る軍事予

算の削減から生じた欠陥を補うためでありまして、侵略思想の表現と看做すべきものではありません。以上は、我国不動の教育方針であります。如何なる文部大巨もこの不動の方針を動かすような力は持つことはできません。日本の将来は征服戦争にかかるなどの教は政府も軍も方針として教授した事は断じてないのであります。

由来日本は領土は狭小で、資源は貧弱で、しかも急速に増加する過剰人口を包容してその経済を維持する為には移民を実行するか、貿易に依存するか、工業化によるか、この外には途はありません。そうして移民は多くの西洋諸国から閉鎖されましたが故に、日本としては、貿易と工業化に進まざるを得なくなりまして、自然此の方向に打開の途を採って歩んで来たのであります。殊に東亜に於ては、土地が近接せることと特殊の利益を有するため尚更斯くすることが自然でありました。然るに世界恐慌の暴風雨に襲はれ、一九三一年九月に英国が遂に金本位停止を為すに及んだのであります。各国も続々これに倣ひまして、翌一九三二年七月には、オッタワ会議が開かれて大英帝國ブロックが結成されるに至りますや、世界は挙げて関税戦が熾烈になりました、通商障壁は激成されました。然るに日本は此の時も依然として自由通商主義を以て変らなかつたのであります。一九三三年の六月に、世界通貨経済会議が開催せられますや、日本は多大の希望を以て之に参加しました。日本代表の石井菊次郎子爵は日本の主張を熱烈は披瀝しましたが、遂に同会議は不成功に

終りました。之はアメリカの態度が重大な原因となって居ります。

一九三四英国の提議に依って日英会商が開催されました。日本は此の會議に臨みましたが、英国側は英常国のみならず第三国市場についても割当制限並に指定制を迫つたのであります。

これには日本としては到底承服はできません。従つてこの会商は、成功を得るに至らずに終りまします。其の結果、ランシマン商相の声明に依つて其の植民地全体を挙げて日本に対する貿易制限を實施したのであります。

之と同時にイギリスと蘭印との通商交渉が開始せられ、後者は日本に対して輸入防遏の強行手段を採りました。これに次いで日蘭会商が提議されました。此の會議は一九三四年六月から開始されたが、イギリスと事情を異にする日本とオランダとの貿易調整は非常に困難でありました。他方、ちようどこの時に支那に於ける排日運動がまたこれ激化しまして、斯くして貿易に依らなければ生きて行けぬ日本としては、深刻なる難局に遭遇したのであります。

斯る世界の經濟難局に影響せられて、日本は統制經濟に転向してブロックを形成して經濟の自立を企図しなければならぬやうに立ち至つたのであります。殊にソ聯の數次に互る産業建設の五ヶ年計画は痛く日本を刺戟して居ります。重工業の發達に於て著しく列国に劣る日本といたしましては、この工業部門の促進を必要となすに至りました。日本の經濟の各種の統制と諸計画は実に斯の如き

状態の下に発生したものでありまして、これらは決して支那事変に対する計画的準備でもなければ、況んや大東亜戦争の準備では断じてないのであります。

以上の諸点については、我々は専門家の証人と呼んでその陳述をなさしめる筈であります。戦争前には日本に於ては世界各国と同様に、言論の自由は尊重されて居たのであります。ただ我国では一九二五年以来共産主義並に過激国家主義の宣伝は法律を以て之を禁止しました。之は周知の通りであります。日本国民は私有財産制度の維持を望んで居たのであります。我国では国民尊崇の目標である皇室を誹謗することさへも非常に嫌って居たのであります。ところが共産党は私有財産制度を否定して、我が皇統を覆さんと致して居たのであります。日本に於ては一九二〇年代から共産党の活動が活発となって、私有財産制度及び我が国体を覆滅せんとする地下行動が全国に蔓延せんと致しました。斯かる場合に之を禁止することは、主権ある独立国家としては当然の事であります。之は戦争の準備でも計画でもございませぬ。

此の事は此の治安維持法これが自由主義を信条とする日本の三政党の聯立の内閣で提案されたことに依つても証明せられます。言論指導の状況は証拠を以て立証いたします。なを一旦戦争が開始されました以上は、防牒の必要上言論に於ても相当の制限を必要とすることは、これは言うを俟ちませぬ。各国とも例外なくかかる制限を採用して居ります。彼と此と混同されてはなりません。思

想統制の対象は上記の如くに左翼運動だけではなかつたのでありまして、右翼運動即ち極端なる国家主義運動もその対象でありました。而して被告のある者は在職中、かかる極端なる国家主義運動を統制するの任に當つて居りました。

我国に於て一九三〇年三一年の頃、所謂革新運動なるものが発生しました。此の革新運動とても必ずしも対外進出を主張して居るものではありません。唯、御記憶を願ひたいことは、当時我国の人口は年々に増加しまして、將に一億に達するの目睫の間であります。資源は非常に乏しく、前に引用した如く世界不況の結果、我国の商工業は言うに及ばず、農業も非常なる苦痛に陥りました。その頃までは我国は政党政治の形態で、政友会、民政党の二党が交互に内閣を組織するようになって居りましたが、その政権争奪の方法が公明でなく、また政治家の腐敗事件が引続き暴露いたしました。この事実及び事件に刺戟せられて、熱血の青年又は少壮軍人が直接行動をなすに至つたのであります。この運動の動機を証明するための証拠物は空襲のため悲しいかな一部焼失致しました。しかし残存するものと、証人に依つて此の運動が侵略戦を目的としなかつた事が証明し得られます。ただここに特に裁判官に指摘申上げたいことは本件被告のある者はこれら等の運動を鎮圧することに功勞のあつた人々であつたというのであります。

検事は我国の侵略企図として一九三七年以後、陸軍及び海軍の国防計画を指摘して居られます。

然しながら前にも申上げた通り、凡そ軍備というものは相対的のものであります。当年の我国の国防計画が侵略的であったか、防禦的であったかは、これと対照せられまする他国のそれと比較せねば判断は出来ませぬ。一九三七年頃我国に隣接して居りました陸軍国は、ソ連と中国とこの二国であります。中国に対しては、日本は未だ曾て全面的鬭争を生ずることは予想して居りませんでした。従って包括的の計画はありませぬ。ソ連に関しては、ソ連の第二次五カ年計画と、第三次五カ年計画並にその一九三六年以後の極東軍備状況を証明いたします。これに依つて我が軍備計画の性質は明かとなるのであります。どこの国でも参謀本部又は軍令部は仮装敵国を定め、年次計画を立てることが行われているのであります。これはその相手国と戦争する決意を証明するものでない事は言うに及びませぬ。

ロンドン軍縮会議以後、我国の海軍の計画と、当年以来のアメリカ合衆国及び大英帝国の計画とを比較対照することによりまして我国の海軍の計画が侵略に非ざりしことを証明することが出来ま

す。
自衛権の本質とその限界自体は国際法上の問題であつて証明を必要としないものであります。しかしある具体的条約に於て自衛権を如何なる限度に留保して居るかと言うことは其の条約締結當時の事情に照して解釈することが許されます。一九二八年の不戦条約の締結の際に各国政府が為し

た交渉顧末、関係者の公式発表、批准の際の留保、これらはこの条約上の自衛権の限度を証明するの資料として被告より提出いたしたいと思ひます。

又ハル國務長官並に野村大使との間に行われた一九四一年の日米交渉の際に於ても、自衛権の解釈が問題となつて居ります。この際米國側は自衛権の限度について自己の見解を表明いたしました。被告は米國側が自衛権なりとして表示した關係記録を証拠として提出いたします。「自衛権の存立はこれを行使する國家に於て独自の判断を以て認定すべし」こう言う事がいわれて居ります。即ち國際法に於ては自衛権を主張する當事者は其の權利が確實に存在するや否やは自らこれを判断するの絶対の権能を有すという事は確實に承認せられた原則であります。

日本に於ける統帥と國務との關係は他國の人にとつては難解なことと思われまふ。然しながら本件に於ては或る措置を採つたこと、又は採らなかつたこと、その責任が統帥の系統に属するか、國務の系統に属するかは重要な關係をもつて居ります。

これは日本憲法、特に其の第十一条、第十二条の解釈に、また確定した慣行に基くのであります。軍事に關しても統帥責任者、陸軍參謀總長、海軍軍令部總長、この統帥責任者の権限と陸海軍大臣の権限とが本件に於ては重要な争点であります。その他更に政府の各機關の権限も本件全体に關係あることであります。被告側より証人によつてこれを明白に致します。我國軍隊に於ける命令權と

服従の義務は、多少外国と異なつて居ります。これは平時と戦時とに區別されて觀察せられます。

ポツダム宣言並に降伏文書の解釈及び適用を明かにする為に具体的の証拠を出すつもりであります。それは斯ういう考えから必要なのであります。或る国が一方に於て或る種の戦闘方法を使用しつづつ相手方に降伏を勧告する場合には、自ら使つて居る手段を正当なものとする建前で降服勧告をするものと解釈すべきは当然であります。

もし降伏条件中に犯罪という文字がありとすれば、この犯罪中には勧告者自身が勧告継続中に用いつつある方法は含まれないと為すべきであります。

これは文書又は宣言の解釈上正当のことと存じます。それ故連合軍が公然と日本に対して使いましたところのものと同一型の戦法はポツダム宣言中の犯罪中より当然除外されるべきものと解釈されねばなりません。これに依つて当裁判所で犯罪として取扱われるべきものの限度が確定するのであります。そのために此の期間中に連合軍が採用した戦術を証明するために記録や写真や多数の証人を提出いたしたいと思つて居ります。

検察官は、侵略戦争は古き以前から国際犯罪を構成したと主張し、侵略の定義を与えて居ります。これを支持するために多数の国際条約又は協定も引用して居ります。元來侵略が何であるかということ定義することは、曾てジョンバゼット・モーア氏が「理性への訴え」という一文で指摘いた

しましたように実に不可能であります。かかる点に關し只今法律上の議論をするものではありません。それは本件のほかの段階に於て述べる機会が与えられることと予期して居ります。然しながら檢察官が引用せられた事実の内に脱落があることを我々は此の段階に於て指摘する方が適當であると存じます。檢察官は先ず一九〇七年のヘーグ条約第一を挙げて居られますが、此の条約では、周旋又は調停はこれを絶対的義務とは致して居りませぬ。それは当事国は「成るべく」又「事情の許す限り」問題を周旋又は調停に附することを期待せられて居るに過ぎませぬ。檢察官は次に一九二四年の第四回国際連盟總會に附議せられました相互援助条約案を引用せらるるようであります。この案は一九二四年の第五回連盟總會で廃棄せられて居ります。即ち条約とはならなかつたのであります。徒つていづれの国に対しても拘束力がありませぬ。檢察官はまた一九二四年のジュネヴァ議定書を引用されて居ります。此の条約案には各国代表は一旦調印はいたしました。然しながら英國の批准拒絶に依りまして他の国もこれに倣つて批准を与えませんでした。さればジュネヴァ議定書なるものは遂に条約としては成立致さなかつたのであります。

条約として成立しなかつたことは、侵略戦争を國際法上の犯罪なりと為すのが当時未熟でもあり、これを定義することがあまりにも困難であるという事の証拠として引用せられ得ると思ひます。一九二八年のケロッグ・ブリアン条約も亦侵略戦争を犯罪なりと規定はいたして居りませぬ。これに

ついでに議論は初めに申し上げましたように此の場合は省略致しておきます。

本件起訴状には、訴因第三十七以下に於て殺人——マード——なる一分類を設けて居ります。各種の戦争行為に依つて発生した人命の喪失を殺人と看做して被告人等を起訴せんと致して居るのであります。被告弁護人は戦争に依る人命の喪失は殺人罪を構成するものではないと主張いたします。これが国際法の定説であります。又あまりにも顕著な理論であるがために、書証の引用は必要ならずと考えます。而して戦争状態は戦闘行為の第一弾が発せられたときに発生いたします。徒つて訴因第三十七より四十四までに挙げました人命の喪失が戦争状態発生以後の事実なることを立証いたします。これに依つて検察官の主張を排斥するものであります。

検察官は侵略戦争の場合に官職の地位に在った者は普通の重罪人、即ち殺人犯人、匪賊、海賊、掠奪者、こういうものとして扱われ、又それと同様に処罰せらるべきものであると主張して居られますが、且またこれが一般に承認せられた国際法上の法則であるとまで確言せられて居るのであります。これは国際法の出来ない昔々上代未聞の時代の事を言われるのでありましょうか。

検察官は屢々太平洋戦争中に起つた事件と独逸の欧州戦争中に行つた行為とを比較して居られます。殊に太平洋戦争中に発生しましたテロ行為、残虐事件は独逸に於て行われたものと同一型のものであること、又此等の行為は偶然に発生した個人的不正ではなくして、国家の政策として計画

せられたものであるとまで極言されて居ります。被告弁護人は日本の中央政府並に統帥部は戦争の法規慣例は嚴重にこれを守ること並に一般市民並に敵人と雖も、武器を捨てた者には仁慈の念を以て接すべき旨を極めて強く希望したことを証明する用意があります。それがために一九四三年一月には戦陣訓というものがつくられて、兵卒には一人残らずこれを交付いたしました。また海軍ではかねてよりこの点に関する国際法規の徹底には努力いたしました。そして違反者は軍法会議に依つて裁かれたのであります。前線の指揮官は常に此の点を強調して居ります。ただ戦争の末期に互りまして本国との交通も杜絶し、戦線は分断せられ、その司令官との通信も不能となり、食糧は欠乏し、自己の生存は刻々危険となったような場合又は現地人の非道なるゲリラ的妨害を受けたような場合には、非人道的行為が行われたであろう事は認めねばならぬと思ひます。准士官及び士官の勞務に関しては必ずその自発的の申出に依つて勞務に服せしめるといふことを命じて居ります。此等のことについては第一部門に於て具体的に証明いたします。我國に於ては、独逸に於て行われたと言われまする猶太人等を迫害するといふが如き故意の人道違反を犯したことは曾てありませぬ。此の点に於て独逸の戦争犯罪の場合と非常に相違のあることを第一部門に於て証明されなければなりません。

第二部門は一九三一年以来滿洲において犯したと主張せらるる犯罪を反証するのであります。こ

れは起訴状に於ては訴因第二及び付属書A、訴因第十八、二十七に關係するものであります。訴因第四十四も或る程度此の部門に關係することを含ませてあります。本部門及びこれ以下の部門に於て被告の反証せんとする証拠物は極めて多数であります。

リットン報告書にも「本紛争に包含せらるる諸問題は往々称せられるが如き簡單なるものにあらざること明白なるべし。問題は極度に複雑なり。一切の事実及び其の史的背景に關する徹底せる知識ある者のみ事態に關する確定的意見を表示し得る資格ありといふべきなり」とリットンは言つて居ります。

滿洲國における特殊事態を証するため、日本が当年滿洲に於て持つて居つた權益なるもの並に其の正当性もまた証明さるべきであります。日本は何故に滿洲に特殊の權益を取得したか。何故に日本人は滿洲に出て行つたか。日本は土地が狭く人口は多かつた、海外移民が可能であつた時にはそれで一部解決せられたのであります。一九〇八年の頃、所謂紳士協約で事実上米國への移民を中止致しました。此の時外務大臣小村寿太郎君は議會に於て「我民族が濫りに遠隔の外國領地に散布することを避けて成る可くこれを此の方面、即ち（滿洲方面）に集中し、結合一致の力に依つて經營を行うことを必要とするに至りましたので御座います。政府は此等諸点を考慮致しまして、カナダ及び合衆國の移民に關しては、既定の方針を踏襲致しまして誠実に渡航の制限を実施しつつあ

ります」とかように表明して居ります。此の表明は我国では米国側の了解を得た上のことであると了解せられて居ります。此の演説の全文は証拠として提出せられます。米国との關係に於ては、一九一七年十一月二日には、ランシング國務長官と石井全權との間に一の協定が出来ました。その協定の一部に於ては「合衆国政府並に日本政府は領土の接近せる國家の間には特殊の關係を生ずることあることを承認する。徒つて合衆国政府は日本が支那に於て特殊の利益を有することを承認す。日本國の所領に接近する地方に於て特に然り」という文字が載つて居ります。此の約束はその後取消されましたけれども、それまでの間に我が國及び我國民は滿洲に於て多くのことを為して居つたのであります。これら既設の事項は石井・ランシング協定の取消によつて除かれぬことになつてしまいました。

當時滿洲にあつた政權は日本と緊密なる提携の下に其の勢力を維持しておつたのでありますが一九二五年から全中國に國權回復運動が擡頭いたしました。滿洲に於ける情勢も大いに變化しました。一九二八年に張作霖の爆死、滿洲政權の易幟がありました。次いで國民黨支部の滿洲進出を見るに従ひまして、日滿の紛争は遂年増加したのであります。一九三一年に於ては未解決の案件は三百件に及んでおるのであります。以上の事柄も証拠によつて証明致します。

日本は條約及び協定に依つて關東州及び滿洲に於ける權益保持のために關東軍を駐在するの權利

を持って居ったのであります。一九三六年の関東軍の兵力は僅に歩兵八大隊と砲兵二中隊と一独立守備隊、兵隊の數にしまして一万四百に過ぎませんでした。これは一九五〇年のポーツマス条約の追加条項に依る在滿鐵道線一キロにつき十五人という制限以下の數であります。これに対して張学良の統轄指揮して居りました軍隊は正規軍二十六万八千、不正規軍がこのほかに大きな部隊がありました。関東軍は二十余万の支那軍により包囲せられました僅に一万四百の小兵力に過ぎませぬ。しかもその任務は南滿鐵道線路一千キロメートルの保護と広汎なる滿洲の地域に散在しておりまする百二十万に達する在留邦人の保護を任務として居ったのであります。斯様な状態でありますから、一旦事が起れば自衛の為に迅速な行動を取る必要に迫られて居ったのであります。

檢察団は一九三一年九月十八日夜の鐵道爆破事件を日本側の策謀に依るものであると主張して居られます。

被告側に於ては実状を証明するために証拠を提出致し度いと存じます。何れにしてもその当夜軍隊的衝突が発生しました。既にこれが発生しました以上は関東軍に於ては軍自体の自衛と軍本来の任務のために中国軍を撃破しなければなりません。此の間の消息は当時関東軍の司令官たりし故の本庄大将の遺書によって証明が可能です。我が中央に於ては事態の拡大を希望せず、なるべく速かに解決せんと欲しましたが事件はその希望に反して逐次拡大してゆきました。その真相並に

連盟理事会と米國側との態度に就ては適切なる証拠を提出致します。

またその真相はすでに証言や書証に依つて檢察側からも示されたものであります。

一方関東軍が自衛のために在滿中国兵力と鬭争して居ります間に、滿洲の民衆の間にいろいろな思想から自治運動が発生しました。此等の思想は保境安民の思想、共產主義に反対する思想、蒙古民族の支那共和国よりの独立運動、張学良に対する各地政權並に將領の不平不満、清朝の復辟希望等であります。一九三二年二月には東北行政委員会が出来ますし、三月一日には滿洲国政府の成立となりました。以上の大略はこれを証明するであります。

曾て滿洲建国後に於ては、日本出身者も滿洲国人民の構成分子となることが許され、又滿洲国建設後には滿洲国の官吏となつて育成發展に直接参与したことは事実であります。しかしそれは建国後のことであります。

現に一九三一年九月には、日本の外務大臣及び陸軍大臣は在滿日本官憲に対して、新政權樹立に關与することを禁ずる旨の訓令を發して居ります。換言すれば滿洲国政權の出現は、リットン報告の如何に拘らず、滿洲居住民の自発的運動でありまして、このことは証拠によつて証明致します。

滿洲に於ける事態は、一九三三年五月には一段落となりました。一九三五年、六年の間には中国側に於ても事実上の地位を承認せんとして居ります。世界のほかの各国も遂次滿洲国を承認しまし

た。殊に一九四一年には、本法廷に代表檢察官を送って居りまするソヴェット連邦は満洲国の領土の保全及び不可侵を尊重する契約を致したのであります。

第三部は中華民国との関係であります。これは訴因としては、第三、第六、第十九、第二十七、第二十八、第三十六、第四十五乃至第五十、第五十三乃至第五十五に關係いたして居ります。

彼の一九三七年七月七日の蘆溝橋に於ける事件發生の責任は我方には在りませぬ。日本は他の列國と一九〇一年の団匪議定書に依って兵を駐屯せしめ、又演習を實行する權利を有って居りました。又此の地方には日本は重要な平常權益を有し、相当多数の在留者を有って居ったのであります。

若し此の事件が当時日本側で希望したように局地的に解決されて居りましたならば、事態は斯くも拡大せず、従って侵略戦争がありや否やの問題には進まなかつたのであります。それ故に本件に於ては中国は此の突発事件拡大について責任を有すること、又日本は終始不拡大方針を所持し、問題を局地的に解決することに努力したことを証明いたします。近衛内閣は同年七月十三日に陸軍は今後とも局面不拡大現地解決の方針を堅持し、全面的戦争に陥る如き行動は極力これを回避する。これがため第二十九軍代表の提出せし十一日午後八時調印の解決条件を是認して之が実行を監視すと発表して居ります。然るにその後支那側の挑戦は止みませぬ。廊坊に於ける襲撃、広安門事件の發生、通州の惨劇等が引きつづき発生しました。中国側は組織的な戦争態勢を具えて七月十二日には

蒋介石氏は広汎なる動員を下令したことがわかりました。一方中国軍の北支集中はいよいよ強化せられました。豊台に在る我軍は支那軍の重囲に陥り、非常なる攻撃を受けたのであります。そこで支那駐屯軍は七月の二十七日に止むを得ず自衛上武力を行使することに決しました。書証及び人証によって此の間の消息を証明致します。

それでも日本はやはり不拡大方針をとって参りましたが、蒋介石氏は逐次に戦備を具えまして、八月十三日には全国的の総動員を下令しました。同時に大本營を設定いたしまして自ら陸、海、空軍総司令という職に就きました。全国を第一戦区【冀察方面】、第二戦区【察普方面】、第三戦区【上海方面】、第四戦区【南方方面】に別ちてこれに各集団軍を配置して対日本全面戦争の態勢を完備しました。

外交関係は依然継続して居りましたが、此の時期には日支の間に大規模な戦闘状態が発生したのであります。以上の急迫状態に依りて我方では北支に於ける合法的權益を擁護するために遅れて八月三十一日に至って内地より北支に三箇師団の兵力を派遣すると共にまた駐屯軍を北支方面軍と改称致しました。其の司令官に対しては平津地方の安定を確保する相手方の戦闘意思を挫折せしめる。戦局の終局を速にすべきことを命じました。斯の如く此の時に至っても我方に於ては北支の明朗化と該地方に於ける抗日政策の抛棄を要求して居っただけであります。

日本政府は此の事件を初め北支事変と称して事態を北支に局限し得るものと考えて居りましたが、これが八月中には中支に飛火いたしました。その原因については、別に説明いたします。支那側は、一九三二年英米その他の代表の斡旋によって成立いたしました上海停戦協定を無視して、非武装地帯に陣地を構築し、五万余の軍隊を上海に集中いたしました。この地に在った日本の海軍陸戦隊は僅かに四千名にも足りませぬ。斯くて日本の在留者の生命と財産は危険に陥つたのであります。このとき我が海軍特別陸戦隊の中隊長大山中尉が無残にも射殺されたのであります。日本は八月十三日に在留民の生命財産を保護するために上海に派兵することを決定いたしました。中支に於ける闘争が開始したのは実に斯の如き事情の下に於てであります。換言すれば事件を拡大して其の範圍及び限度を大きくしたのは中国側であります。

我々は、以上の事実に関し証人を申出で、戦闘開始の責任の御判定に資せんとするのであります。中国との闘争は支那事変と称しまして、支那戦争とは称しませんでした。戦争状態の宣言又は承認は何れの当事者よりも、又他の国よりも為されませんで、蔣介石大元帥も一九四一年太平洋戦争の発生するまでは、我国に向つて宣戦を布告しませんでした。これは欧米の人々には真に奇異に感ぜらるることと思ひます。然し我方の考えはこうであります。此の闘争の目的は支那の当時の支配者の反省を求めて、日本と支那の関係を本然の姿に立戻そうとするのであります。中華民國の

一部分に實際に排日運動を捲き起したのは、中国共産党の態度に因るのであります。蔣氏は世間を聳動した、かの西安事件以来、共産党を認容するに至って居りますが、日本政府は、この蔣大元帥の行動は遺憾なる一時的の脱線であると見て居ったのであります。当初は日支の間には外交関係は断絶して居りません。又両国の条約関係は依然効力を保持して居りました。降伏して来ましたが中国兵はこれを釈放しました。日本在住の中国人は敵人としてこれを扱わず安んじて其の生業を営むことを得しめたのであります。又中国に対し宣戦を布告しなかつた目的の一は戦争法規の適用に依つて、第三国人の權益を制限せぬようにしようというのであります。然しながら我国の希望に反して、戦闘はだんだんと拡大して行きました。其の結果占領地に於ける第三国人は自から或る程度の影響を受くることは免れぬことになって行きました。それが日本とイギリスとの間に一九三九年七月、所謂有田・クレギー協定が出来た所以であります。

もしこれが宣戦した戦争でありましたら、却つて九カ国条約適用の問題も生じなかつたかと存じます。何となれば其の場合には中国と日本に関する限りは条約の効力は自動的に効力を失うか、少くとも戦時中効力は停止さるるからであります。然しながら實際は中国も日本も双方共宣戦はしませんでした。そこで彼の九カ国条約の適用の問題が生ずるといふ矛盾した状態に逢着したのであります。

九カ国条約が成立しました一九二二年と支那事変が起りました一九三七年との、この十五年の間に、東亜の天地には五つの異常な変化が起つて居ります。其の変化の第一は斯うであります。九カ国条約以後、中国は国家の政策として抗日侮日政策を採用しました。不法に日貨排斥を年中行事として続行するに至つたことであります。中国は反日感情が広く青年層に伝播するようにと公立学校の教科書を編纂して居ります。排日教科書。

其の二は、第三インターナショナルが此の時代に日本に対する新方略を定めて中国共産党がかの指示に従い且つ蒋介石政権もこれを容認したことであります。

其の三は、華盛頓会議で成立しました支那軍隊削減に関する決議がひとり実行せられざるのみならず却つて支那軍閥は以前に何倍する大兵を擁し、新武器を購入し、抗日戦の準備に汲々たる有様であつたことであります。

其の四は、ソ連の国力が爾来非常に増進した事であります。ソ連は九カ国条約当時これに参加して居りませぬ。従つて其の条約の拘束を受けませぬ。そして三千哩に互るソ支両国の国境を通じて異常なる力を發揮してこれに迫つて参りました。実に外蒙古を含む広大なる地域は中国がその主権を主張して居りますけれども、實際はソ連の勢力下に置かれたのであります。

其の五は、九カ国条約締結以来世界の経済が、経済的国際主義より国内保護主義への転換を示し

て来たことであります。

九カ国条約は終了期限のない条約である事に注意しなければなりません。この五種類の事情が如何に帰着するかは後に明白となりましょう。提出せらるべき証拠は自ら其の内容を語るものでありましょう。ただ茲に申上げるとは斯の如き状態に於て九カ国条約は非現実のものとなりました。その厳格なる実行は不可能に陥りました。而も中国も日本も宣戦はして居りませんが、大きな戦闘に進んで居りました。此の場合占領地であろうとなかろうと、中国の領土に九カ国条約の文字通りの実行は実際上不可能になってしまったのであります。被告側では斯かる場合に此の条約を文字通りに実行しなかつたということが、必然的に犯罪を構成する道理はないと主張いたします。此の前提の下において、以上の五点が条約当時考えられて居つた状況を変更し、条約の効力適用を無力ならしめたことを証明するのであります。

検察官は、被告は、経済侵略について責を負うべきものと致して居ります。弁護団は中国に於て何等経済侵略はなかつた事を証明するではありません。更に又何れにするも経済的の侵略はそれ自体犯罪ではありませんと主張いたします。

麻薬に関する検事の主張につき上申いたします。検事の主張は、日本は一方に於て麻薬を中国に販売することに依つて中国人の戦意を挫き、他方においては、これによつて戦費を獲たというので

あります。

裁判所の御注意を願いたき事は、我国はかつて台湾に於て阿片吸飲者を漸減した特殊の経験を持つて居ることでありませぬ。

台湾に於て——その日本の統治下に在った時代には、阿片専売及び統制を布きまして、これに依つて阿片の取引を禁じ、漸次阿片癮者の数を減少しました。

中国では主として其の西洋との交通の結果、阿片の吸飲は古く且広く行われた慣習であります。が、日本は出来得る限り今申し上げた経験を利用したのであります。

此の点に關して具体的事実と数字を挙証し、又阿片売買の収入が戦費に使用されざりし事を証明致します。最後に被告中に、此の事に関係を持った者の存在せざる事も上申致します。

日本の一部の軍隊に依つて中国に於て行われたという残虐事件は遺憾な事でありました。これ等は然しながら不当に誇張せられ、或る程度捏造までもされて居ります。

その実情につき出来る限り真相を証明致します。日本政府並に統帥責任者はその発生を防止することを政策とし、発生を知りたる場合には、行為者にこれに相当するの処罰を加うることに力めて居ります。

元來中国の国民との間には親善關係で進むことが日本の顯著なる国策の一つでありまして、又現

も在左様であります。それ故中央政府にあり又派遣軍を囑託されて居ったような軍の幹部が斯かることを軽々しく行ったり、又これを黙過するという事のあるべき道理はありません。我々は被告の誰もが斯る行為を命じたり、授權したり、許可したり、並にそういうことのないこと、此の点に関する法律上の義務を故意に、又は無謀に無視した事のない事を証するためあらゆる手段を尽すであります。

第四部門たるソ連関係のことは起訴状に於ては共謀に関する訴因の外には訴因第十七、第二十五、第二十六、第三十五、第三十六、第五十一、第五十二等であります。此等が本件の裁判所の管轄にすべきでない事は前に述べた通りであります。殊に張鼓峯事件、ノモンハン事件は各々協定済の事件であります。又其後一九四一年四月、日本とソヴェットとの間に中立条約を締結したことに依つても疑問の余地はありません。

かつまた張鼓峯事件なり、ノモンハン事件は、いづれもソ連と満洲との間の国境の不明なるがために発生した紛争であります。所謂侵略戦争の型に入るべきものでない事は言を待ちませぬ。満洲国とソ連との国境が確定されたならば、その係争は其の時其の場で解決されるのであります。なお此の争いに於て日本側主張の国境が正当であったことは我々の提出する証拠に依つてこれを証明いたします。当時斯かる紛争が東京政府又は関東軍の計画に依るものでないことは特にここに

附言せらるべきであります。右兩事件に於ける軍派遣の状態は日本がソ連に戦を挑む意思のなかつた事を確に証明するのであります。我々は又当時日本では日本語で「対ソ絶対静謐」方針と名づける方針を立て、これを遵守して居つたのであります。

ソ連を代表する検察官は我国参謀本部の一九四一年の年次計画を示す事に依つて日本の侵略意図を証明せんと力められました。が、然しながら斯の如き計画は仮定的のものであり、仮定された戦争が起つた場合でなければ実施せられるものでない事は記憶されねばなりません。

我々の考えでは何れの国に於ても斯の如き計画を有ちます。これを有つても他国の疑を受けるものではありません。これは単に各国の軍当局が義務として作成すべきものであります。

斯る計画が単に存在して居たという事で一国政府の敵意の存在を決定すべきものではありません。本陳述の始にも述べました通り、一国の兵力の準備は他国のそれとの対照に依つて判然しなければなりません。それで初めて攻撃的なりや否やを判定する事が出来るのであります。我々はソ連が一九三六年日独に対する同時攻勢作戦を立てた事を証明致します。一九三九年即ちノモンハン事件の起つた時以後に於ては、バイカル以東のソ連の兵力は我が満洲と朝鮮とに持つて居つた兵力の二倍という原則を立てました。検察側は一九三一年に日本が満洲の兵力を強化したことを強調されましたが、一九三一年に満洲に相当の兵力を持つたことは事実であります。然しこれ等の兵力は全く防

禦的のものであります。これを証するものとしては、其の時代に於ける前記ソ連の増兵、並にソ満国境に於けるソ連軍の情勢よりも有力なる証拠はありませぬ。殊に一九四五年八月、この時はソ連が我国との中立条約を持って居りましたが、これを無視して、早くも虎頭南方より越境して来て引続き満洲国に侵入して来ました。更に驚くべきはこの決意は既に一九四五年二月十一日にヤルタで為されて居ります。これは明に当時なお日ソの間に効力のありました中立条約の違反であります。我国が満洲に於てとりたる防禦的措置が当然であったことはこの事情に依つても決定的に証明されているのであります。

我々は茲に第五部門、太平洋戦争の説明に到達いたしました。これは訴因中極めて多方面に互つて居ります。訴因第一、第四、第五、第七乃至第十六、第二十乃至第二十四、第二十九乃至第三十四、第三十七乃至第四十三、第五十三乃至第五十五等に係りして居ります。この件につき証拠を規則正しく提出するため、上記訴因の或るものについては、更に小部門を設けて後に別に詳細に取扱うであります。

戦争前に日独伊三国の密接關係が成立して居りましたが、これは太平洋戦争準備のためではありませんでした。我々はこれを証明するため、適当な証拠を提出致します。一九三六年の第七回国際共産党大会では、其の破壊的目的を先づ日独兩國に置くということに決めました。それ故兩國は自

衛上これに対抗するの策を立てねばなりません。殊に日本としては、これは寒心に堪えぬことであります。共産主義は隣邦中国に政治的、社会的革命を喚起してこれを淵に投ぜんとして居ったのであります。ソ連からは革命技術と人的援助という貌で補助の手を延ばして参りました。これは一九二三年の孫文・ヨッフエ間に相互共鳴の共同宣言以来、継続されたのであります。これは日本帝国の安寧上最も危険なことであります。

斯の如くして日本と第一には独逸との間に共産主義に対する共同防衛が成立して、次には伊太利との間にも同様条約が成立しました。中国と日本との間の共同防共の原則は、外相広田氏に依って提案せられました。後には一九三八年の近衛声明にも包含せられたのであります。赤化防止につき共同の利害を有して居るので、日本と独逸が締結したのが協同防共協定であります。一九三六年十一月二十九日の協定がそれであり、これが後日、日米英戦争を予期してつくったものでないことは説明を要しませぬ。現にこの協定の第二条にはこう書いてあります。「締約国は共産インターナショナルの破壊工策に依り、国内の安寧を脅かさるる第三国に対して本協定の趣旨に依り防衛措置を採り、又本協定に参加することを勧誘すべし」又その所謂秘密諒解事項というものも何等他国の侵略を意味するものではありません。該諒解事項はソ連が締約国の一国に戦を挑んだ場合にソ連の負担を軽からしむるようなことは為さぬという極めて消極的なものであります。一九三九年に、

防共協定強化のために日独が交渉をした事がありますが、これは独ソの不侵略条約によって突如中止されました。これとても英米への反対を目的としたものでは決してありません。

一九四〇年九月二十七日の日独伊三国同盟は最も顕著な条約であります。この条文は簡単であります。此の条約も日米戦争を目的とするものではありません。この条約に於て考えられました事は寧ろ日米間の戦争を避けることであります。

証拠は、独逸と、日本と、伊太利との間に有効な協力のなかつた事を示し、且又独逸が日本に対して、ソ連に対する戦争に参加すべき事を強調した事を証明するであります。しかし日本はこれを拒絶して居ります。

独逸は対英戦争につき日本の援助を求めましたが、日本は独逸と協同することをこれまた拒絶して居ります。寧ろ独立の行動に出て居ります。

独逸は合衆国を戦争の外に置くべく交渉しました。これは成立しませんでした。証拠はマーシャル將軍が戦時中、米国大統領に対する年次報告に於て、日独兩國の間に軍事協同は無かつたことを述べて居る事実を証明致します。

一九四一年秋以前の日本の計画経済、陸海軍備は総て防禦的であります。また太平洋戦争を予期して立てられたものではありません。米英の海軍と日本の海軍の比較並に日本海軍の年次計画はそ

れ自身、非侵略的のものであることを決定的に証明致します。檢察側は我が海軍が委任統治領を要塞化し、これに基地を設けたと主張されるのであります。然しこれは事実でありませぬ。要塞とは陸海空よりする攻撃に対抗する一定の防備施設のある事を必要とします。基地とは艦隊に対する補給施設のある事を必要と致します。此の島々に当時施設されましたものは、条約上許可さるべき交通通信の平和的な施設乃至は海軍が其の附近に演習用として設けた一時的施設に過ぎなかつたのでありまして、總てこれは許さるべきものであります。

残虐事件及び俘虜虐待に關しては、被告人中の多くの者は法廷に於て発表せられるまではこれを知らなかつたのが事実であります。被告中の他の者はこれを知つたとしても、これを制止する権能を有つて居りませんでした。更に他の者はこれを制止するため、又これを知つた場合にこれを処罰するに全力を尽しました。又証拠は犯行が行わるる以前にこれを止める有力手段のなかつた事も証明するであつましょう。更にこれは如何なる被告も残虐事件につき共同謀議を為したり、命令を下したり、授權をしたり、許可した事はなく、この点に關する戦争法規慣例を故意に又は、無法に法律上の義務に反して無視した者のない事を証拠を以て提出するであります。

我々は今太平洋戦争の原因自身を証明する段階に到達いたしました。これは慎重且つ重要な研鑽を必要といたします。我々はこれが真に日本の生存のために止むに止まれぬ事情の下に自衛権を

行使するに至った事を証明するでありましょう。裁判所の御注意を乞いたいのは、日本は一九三七年以来、心ならずも中国との間に戦争にも比すべき大きな鬭争状態、而も各国よりは戦争として認められて居らんものに捲込まれて居った事実についてであります。

日本は第三国に於ては、当然此の特殊の状態を承認して下さるものと期待して居りました。一九三九年天津事変に端を發しまして、日英交渉を為した結果、イギリスは前に言及したように同年七月二十二日に、我国との間に共同声明を發して大規模の戦鬪行為進行中なる中国に於ける現実の事態を承認する旨を声明したのであります。華盛頓政府がこの声明をどう諒解したのか我方に於ては不明であるが、然しながら一九三四年七月二十六日に、突如一九一一年以来両国通商の根本であった日米通商航海条約廢棄を通告したのであります。これより両国間の誤解はだんだん増大して行つたのであります。爾来米國は我國に対し種々なる圧迫と威嚇を加えて来たのであります。

其の第一は經濟的の圧迫でありました。

其の第二は我國が死活の争いをして居る相手方蔣介石政權への援助であります。

其の第三は米國、英國及び蘭印が中国と提携して我國の周辺に包囲的体形をとる事でありました。以上三つの方法は一九四〇年以来逐次用いられ、益々強度を加えて来ました。第一の我國に対する經濟圧迫の標本を挙げて見ますと、米國は一九三九年十二月にはモーター・エンバ―ゴ―を拡大し

まして、飛行機、その装備品、飛行機組立機械並にガソリン精製の機械を禁止品目に追加して來ました。米国政府は一九四〇年七月中には我国に対し屑鉄の輸出禁止を行いました。屑鉄は当時我国の採って居った製鉄法から見て極度に必要なるものであります。その禁止は我国の基本産業に重大打撃を与えました。同年八月には米国は航空用ガソリンの輸出を制限しました。日本は全体として年に五百万噸の石油の供給を受けなければなりません。これは国民生活上及び国防上の必要の最少限であります。然るに我が国産の石油は非常に大きく見積って年三十万噸を出でぬのであります。

この間の不足は海外よりの輸入に依り補うの外はありません。そこで我国は東亞に於ける唯一の石油の供給国でありました蘭印に対し小林商工大臣を派遣し、後又芳沢大使を派遣し、蘭印との交渉を続けようと致しましたけれども、遂に商談は不調に陥って此等の努力は水泡に帰したのであります。これは蘭印が米英と通じての態度であると了解せられて居ります。これと同様の妨害は仏領印度支那及び泰の当局よりも実施せられました。即ち我国の正常なる必需品、米の輸入及びゴムの輸入は妨碍されたのであります。

第二の蔣政権への援助はどうであるか、一九四〇年十一月三十日の我国と蔣政権との日華基本条約締結に対して明に報復の意味を以て米国は重慶に対して五千万ドルの追加借款を供与し、更に別に法幣安定資金として急速に五千万ドルを提供することが考慮せられつつあると発表し、英国政府

も十二月十日には一千万ポンドの供給を発表しました。英国の重慶に対する武器供給は言わずもな、一九四〇年、雨季明けには英国はビルマ・ルートを再開して直接、武器、軍需品を我國の当時敵として居ります蒋介石政権に供給したのであります。仏領印度支那も重慶への供給路として使用せられました。加うるに一九四一年に武器貸与法が中国に適用せられることとなったのであります。我々は此等の事実を証する直接の証拠を提出いたします。

茲に我々は第三点、日本の周囲に依って張り廻らされた鉄環のことに到達いたします。一九四〇年十二月には、米國太平洋艦隊の主力をハワイに集中いたしました。即ち対日示威が行われたのであります。英国は同年十一月十三日、シンガポールに東亞軍司令部を新設いたしました。マライ、ビルマ、香港を其の總司令官の指揮下に置き、濠洲及びニュー・ジブラントとも緊密に連絡をいたし、東亞英領の綜合的軍備の大拡張の実施に着手したのであります。此の間米英蘭支の代表は引きつづいて急速に各所に於て連絡をいたして居ります。

殊に一九四一年四月マニラに於けるイギリス東亞軍總司令官、アメリカの比島駐在高等弁務官、米國アジア艦隊司令長官、和蘭外相との会談は我方の注意を引いたのであります。同年六月中旬にはシンガポールに於て英蔣軍事會議が行われたのであります。

此等の詳細は証拠に依りこれを証明いたします。此等の急迫した諸表現に対処して、日本政府は

緊急の災害を避くるために、各種の手段を採用しました。即ち一九四一年春以来、在米日本大使は悲しむべき緊張が終了して日米の關係を円滑にするため最善の努力をせよと要請せられたのであります。大統領と日本大使との会見及び國務長官と日本大使との交渉は数十回に及んで居ります。東京政府はなんとか平和的妥結を見たいとあらゆる努力を集中いたしました。日本の總理大臣は米大統領に太平洋のどこかで直接会見をして事を一挙に解決せんとしたのであります。此の目的のために米國へ大使を増派したこともありましたが、また七月中旬にはアメリカとの交渉を遂げるためというので、内閣を変更したのであります。これは独立主權國として外交の必要上なし得べき最後の措置であります。しかし總ての努力は何等の効果もなかったのであります。

一九四一年七月二十七日には、米國政府は我國の在米全資金の凍結を行いました。これは我國の仏印への平和派兵を誤解しての措置であります。英國及び蘭印も直ちにこれに倣いました。我國とイギリス及びオランダとの間には通商航海條約は当時現存いたして居りました。従つて英及び蘭の日本資金凍結令は此の條約に違反して為された違法なものであります。

裁判所の許可を得て申上げたいことがあります。元來我國は国内生産のみにては全国民を養ふことは全く不能であります。従つて貿易に依つて国民生活必需品を輸入するの外は内地在住者の生命を維持する的手段はないのであります。米、英、蘭の資金凍結に依つて我が貿易の半ば以上は失わ

れ、過去八十年間の營々たる労苦は一空に帰してしまいました。これが、正当に又は違法に米英蘭に依つて実行せられました資金凍結の結果であります。日本国民の不可侵の生存権は茲に奪われたのであります。丁度その時米國は七月二十四日の野村大使に対する通告通りに八月一日に石油輸出禁止を発令いたしました。日本の海軍は現在貯藏の油を消費した後は移動性を喪失いたします。支那事變は事実上解決不能となります。我が國防は去勢せられたこととなります。ここに自衛権の問題は冷やかな現実問題としての全國民の眼前に姿を現わして來たのであります。而もそれは即座の解決を要することでありませぬ。

一言にして言えば、自衛権成立の基礎的事実は此の時期に十分に完備したのであります。然しながら日本は此の時に於ても、直ちに此の自衛権を行使しませんでした。それとは反対に、忍ぶべからざるを忍んで、何とか戦争の原因となり得るものを取除こうと努力したのであります。此の間の努力は有力にして且信憑力強き証拠を以て証明せられます。

日本の平和への願望、日本の真摯なる努力は遂に実を結びませぬ。一九四一年十一月二十六日の米國の通告は以上の自衛権構成事実の唯の一つをもこれを除くことの不可能であること明白疑なきものと致しました。ここに於て日本の政府は部内の各機關の意見及び觀察を徴し、最大の注目を払い、遂に自衛権の行使を為すの外なきに立到つたのであります。それは十二月一日でありました。

但し開戦の現実の期日を決定した後でも、軍令には最後の瞬間まで此の急迫事情の一つにても取除かれ、米国との関係妥結が成立すれば、総て従前の指令を撤回するの条件が附してありました。此の場合には連合艦隊は近海に帰り戻って来るのであります。

検察官は我國の開戦意思の通告に欠くるところがあるがため、犯罪を構成するといふ意見を立てて居られます。

弁護人は此の点につき次の事実を主張し、且立証するであります。先づ我國の通告書の交付の時間並に其の経緯について次のことを証明致します。一九四一年十二月六日（ワシントン時間）には東京外務省はワシントンの日本大使に対し、英文の対米覚書を決定した旨通告いたしました。そしてこれを米国側に提示する時期については別に電報するであろうが、電報到着の上は何時にても米国側に交付し得るよう文書の整理其他万端の整備を為し置くように、この電報は命じて居るのであります、此等の電報は総て米国側に傍受せられて居るのであります、右通告文は十四部に分たれて居りますがその内十三部は六日夜にワシントン大使館に到着して居ります。米国側はこれをも傍受し、六日午後九時半頃に大統領はこれを読んで居ります。最後の第十四部も亦十二月七日に米国側で傍受して居ります。此の部分の到着と前後して重要な通告交付の時間を指定した電報が大使館に到着して居ります。その時間は同日午後一時であります。そこで野村大使は右交付のために、

國務長官コーデル・ハル氏に午後一時に面会するの約束をしたのであります。この約束通りに、此の通告が一九四一年十二月七日午後一時に交付されて居りましたならば、此の交付はワシントン時間に換算して午後一時二十五分に始まった真珠灣其他の攻撃よりも前になるのであります。

しかし大使館に於ける電報の解説と印字に時間をとりまして、検事立証の如くに實際は野村大使は二時に國務省に到着したのであります。二時二十分に通告書を交付したのであります。野村大使が國務省到着後、直ちに通告書を交付し得たならば、真珠灣攻撃後三十五分となります。二十分待たされたがため、これが五十五分の遅延を生じました。

東京政府は七日午後一時即ち軍隊の作戦開始より半時間前には安全に通告文の交付が出来るように電報の大部分を前夜に電送し、極く僅かな部分はその日の午前に着着するよう發送したのであります。もし事務が順調に行つて居つたならば、此の通告は予期の通りに攻撃前に交付し得られたのであります。ただ東京に於ては、支配することの出来ない出来事に依つて交付は遅れました。この事実を弁護人は適當なる場合に正確に証明致します。

なお真珠灣攻撃が不意打でなかつた事について、貴裁判所の御判断の資料として役立つであろう次の事実を証明します。アメリカ國務省の当局は一九四六年十一月二十日附を以て日本が米國政府に交付しました通告を最後のものと看做して居ります。二十六日以後は全事件を軍当局の手に委

ねた。即ち一九四一年十一月二十七日朝、國務省の最高当局は日本との關係事項は陸海軍の手中に在ると陳べて居ります。そして同日に海軍作戦部長及び陸軍参謀総長は、ハワイ地区の軍隊に対して——、戦争警告ウォー・ウォーニングを送つて居ります。

前にも述べた如く米国当局は十二月六日夜には最終部分を除いた日本の通告を解説しました。最終部分は十二月七日早朝に解説し、大線領は同日午前十時にはこれを受取つて居ります。

米国陸軍省、海軍省は共に外交關係断絶の近きに在る事を示す通信を入手し、推測に依り攻撃の急迫して居る事は予知し得て居るのであります。ハワイ地区司令部は日本をして最初の公然たる攻撃をさせるように導くべしという事は、その防禦を危険ならしむる行動を制限するという意味ではないとの訓令を受取つて居ります。又司令部は日本の攻撃前に偵察を実行すべしとの指令も受取つて居ります。そこで十二月七日午前六時三十三分より六時五十五分までの間（これはハワイ時間）米国海軍がハワイ近海に於て日本の小型潜航艇を撃沈したのは怪むに足りませぬ。明瞭であります。我々は十二月七日の午前七時五十五分（ハワイ時間）に於ける真珠湾攻撃がサープライズ・アタックではなかつた事を証明するため、小型潜水艦撃沈の事実を引用するのであります。

検事は更に右問題たる日本の通告文はヘーグ条約第三に規定せられた理由を附した開戦宣言に該當せざるものなりと論じて居ります。凡そ文書の解釈は単に其の字句だけでなく、これが作成せら

れた時の状態を注意深く秤量した上で為されねばなりません。又斯の如き文書は常に用語や章句のみでなく、これを全体として解釈すべきであります。当時の空気より見れば、米当局の或る者は前述の如く十一月二十六日以後に於ては最早問題は政府当局の手を離れて軍に移ったと言つて居る。日本の外交文書は極めて長文で二千六百語に及んで居りますが、これを一体と見ねばなりません。

その内には米国の態度を非難し、日本が軍事行動を執るの外、方法がない事を明白にして居ります。即ち日本が米国の態度を了解することは困難なりと陳べた後に、右通告文は次のごとく記載して居ります。曰く「世界の平和は現実立脚し且つ相手方の立場に理解を保持した後、受諾し得べき方を発見することに於てのみ実現し得るものにして現実を無視し一国の独善的主張を相手国に強要するの態度は交渉の成立を促す所以のものに非ず」、曰く「合衆国政府は其の自己の主張と理念に魅惑せられ自ら戦争拡大を企図しつつありと言わざるべからず」、曰く「合衆国政府はその固執する主張に於て武力に依る国際関係処理を排撃しつつある一方英国政府其他と共に経済力による圧迫を加えつつあり。かかる圧迫は場合によっては武力圧迫以上の非人道的行為にして、国際関係処理の手段として排撃せらるべきものである」、曰く「合衆国政府が帝国に対し要望する所は（中略）いづれも支那の現実を無視し、東亜の安定勢力たる帝国の地位を覆滅せんとするものである。米政府の此の要求は前記援蔣行為停止の拒否と共に合衆国政府が日支間に平和状態の復帰及び東亜平

和の回復を阻害するの意思あるものなる事を立証するのである。」

これを要するに、通告の上記部分は、日本は更に交渉を続けるの希望を失い、真に自衛のため最後の手段を採るのやむなき様に追い詰められた事を明白にするのであります。

一九四一年十二月六日夜に、日本の通告の第十三部分までが大統領に達した時でさえも彼はこれを読んで「これは戦争を意味する」"This means war."と云って居ります。

通告文の最後の部分に於ては「日米の国交を調整し米国政府と相携えて太平洋の平和を維持確立せんとする帝國政府の希望は遂に失われたり。仍て帝國政府は茲に合衆國政府の態度に鑑み今後交渉を継続するも妥結に達するを得ずと認むるの外なき旨を合衆國政府に通告するを遺憾とするものなり」とあるのであります。

これは外交關係断絶の通告と同一価値であります。又当時存在して居った緊迫した情勢から見れば、疑いもなく日本が戦争を開始せんとする意思の表明であります。

必要なる各種の制限に依りまして、私のこの陳述では最も重要な争点のみに言及しただけであります。其他に多数のほかの事項が残って居りますが、此等は、前に申上げました通り、他の部門の初めに行わるべき劈頭陳述に譲ります。

裁判長閣下並に裁判官各位

私は茲に私が被告のために爲した長き陳述に対し、公正にお聴き取りを賜りました御寛大と御忍耐に対し深き感謝の意を表します。

我々は今後多数の証拠を提出いたします。

我々はこれは貴裁判所の信用と御考慮を賜わるべきものと確信して居ります。

我々がここに求めんとする真理は、一方の当事者が全然正しく、他方が絶対不正であるという事ではありませぬ。人間の意味に於ける真理は往々人間の弱点に包まれるものであります。我々は困難ではあります、しかし、公正に、近代戦争を生起しました一層深き原因を探求せねばなりません。平和への道は現代の世界に潜在する害悪を根絶するに在ります。近代戦悲劇の原因は人種的偏見に由るのであるか、資源の不平等分配により来るのであるか、関係政府の単なる誤解に出づるのか、裕福なる人民、又は不幸なる民族の強慾、又は貪婪に在るのであるか、これこそ人道のために究明せられねばなりません。

起訴状に依つて示されたる期間中の戦争乃至事變の眞実にして奥深き原因を発見する事に依り、被告の有罪無罪が公正に決定せらるるのであります。これと同時に現在、又は将来の世代のために恒久平和への方向と努力の方途を指示するであります。

終りであります。

昭和三十五年七月一日 印刷
昭和三十五年七月十七日 発行

著者 林 逸 郎

発行者 戦争犠牲者顕彰会
代表 三浦兼吉